

新型コロナウイルス感染症への対応が変わりました

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課（健康づくり担当） ☎962-5151（直）

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行しました。

◇療養期間はどうか？

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
発症	外出を控えることを推奨				周りへの感染配慮が必要					
	→					→				

今までのように外出自粛を求められることはなく、個人の判断に委ねられます。しかし「発症2日前から発症後7～10日間は感染性のウイルスを排出している」と言われています。特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いため注意してください。

◇外出を控えることが推奨される期間

- ①発症日を0日目として5日間
- ②5日目に症状が続いていた場合は、症状が軽快して24時間程度経過するまで

※無症状の場合は検体採取日を0日目とします。やむを得ず外出する場合は、マスクの着用や人混みを避けるなどの配慮が必要です。出勤や登校については、職場や学校に確認しましょう。

◇周りへの配慮

発症後10日間が経過するまでは、不織布マスクを着用したり、高齢者等重症化リスクの高い人との接触は控えたりするよう配慮しましょう。

◇感染が疑われる時の対応は？

発熱などの症状がある場合は、無理に外出（出勤・登校）せずに自宅で療養しましょう。重症化リスクの高い人や体調が悪化した場合などは、必要に応じて医療機関に連絡して受診してください。

新型コロナウイルス感染症への対応の最新情報は、町ホームページをご確認ください。



消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日（電話相談にて対応）

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182（開設時のみ）

『老人ホームの入居権を譲って』という電話は詐欺です

事例

介護施設運営会社から電話があり、住んでいる地区に介護施設が建設され、住民の自分には入居の権利があるという。断ったが、他の地区に住む人に権利を譲ってほしいと頼まれ、承諾した。後日弁護士より電話があり、入居する予定がないのに申し込んだのは名義貸しであり、犯罪なので示談金を払わなければ逮捕されるという。

アドバイス

- ①二セ電話詐欺の電話です。話を聞かないで、すぐ電話を切りましょう。
- ②示談金を払う必要はありません。払った場合いろいろ名目で請求は続きます。
- ③お金を払わないで、すぐ消費生活センターや警察に相談しましょう。

【相談窓口】

○消費者ホットライン「188（いやや!）」番

※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238（直）